

令和7年～令和9年 島根県物品の売買、借入れ等に係る 入札参加資格申請の手引き（紙申請編）

目次

はじめに	1
1 入札参加資格の申請について	1
1－1 審査受付期間と送付方法等	1
1－2 入札参加資格の認定	1
1－3 資格の有効期間	2
1－4 入札に参加することができない者	2
1－5 申請書類の入手方法	3
1－6 提出書類等	4
1－7 島根県の役務（庁舎の管理に関する業務、庁舎の電気供給業務）への申請	7
1－8 注意事項	8
2 入札参加資格審査申請書記載事項の変更について	8
2－1 申請期間	8
2－2 申請書類等	8
別記営業種目一覧表	10
納税証明書について	11

島根県総務部総務事務センター

物品調達第一係・第二係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話(0852)22-5683

はじめに

令和7年から令和9年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等の入札に参加を希望し、やむを得ない事情により電子申請することができない方は、**必ずお問い合わせの上**、入札参加資格審査の申請手続きを行ってください。

この申請を行い、入札参加資格があるものとして認定された方であれば、島根県の入札に参加することはできません。

なお、紙申請をご希望の方は島根県の申請のみ受け付けます。他の資格申請システム参加自治体には申請できませんのでご注意ください。

1 入札参加資格の申請について

1-1 審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び送付方法	送付先
定期審査	令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月) ■郵送のみ ※9月30日(月)必着 ※不備があった場合の修正期限は以下のとおりです。 10月31日(木)	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター 物品調達第一係・第二係
随時審査	令和7年1月6日(月)～令和9年11月15日(月) ※受付締切日:毎月10日 ただし、毎年1月と令和9年11月は15日締切とする。 ■郵送又は持参 ※郵送の場合:必着(ただし、締切日が土日祝日の場合は翌開庁日までとする) ※持参の場合:受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで。 (ただし、閉庁日は除く。)	■郵送の場合 上記「定期審査送付先」と同じ ■持参の場合 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階 島根県総務部総務事務センター 物品調達第一係・第二係

1-2 入札参加資格の認定

- ①申請書の必要事項が未記入又は記入事項が不相当である場合、また添付すべき書類に不備があり審査できない場合には、申請を不受理とし、提出された申請書を返却します。この場合には、申請書を修正し、再度提出してください。
- ②入札参加資格の認定については、「入札参加資格審査結果通知書」により通知します。この通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。
- ③随時審査での資格認定は、以下のとおりです。随時審査による登録は毎月1回行います。

受付締切日	名簿登録日
毎月10日	認定した日の翌月1日

※不備があった場合、20日までに修正が完了したもの

- ④審査の結果、資格の認定をした方の一覧(入札参加資格者名簿)は県ホームページで公表しますのでご了承ください。公表する内容は商号又は名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、FAX番号、委任の範囲、受任者、営業品目です。

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/bupin_nyusatu_sanka_meibo.html

1－3 資格の有効期間

定期審査分 令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

随時審査分 認定日から令和9年12月31日まで

1－4 入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者。
- ④島根県会計規則第60条の3に該当しない者。

◎地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四** 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五** 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六** 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七** この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◎島根県会計規則（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第60条の3 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

1－5 申請書類の入手方法

申請書類は、次の方法により入手することができます。

①印刷物での取得

県庁総務事務センター物品調達第一係・第二係

（松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階）で配付します。

②インターネットからのダウンロード

島根県ホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/from31_to33_buppin_nyusatsu_shikaku.htmlからPDF形式及びExcel形式のファイルをダウンロードできますので、A4用紙に鮮明に印刷してください。

③郵送での取得

郵送を希望する方は、封筒に「入札参加資格審査関係書類希望」と明記の上、180円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角2）を同封し、総務事務センター物品調達第一係・第二係へ請求してください。送付先は1－1の送付先と同じです。

1－6 提出書類等 (○…必須書類、△…該当する場合に提出する書類、□…最終確認のチェックに利用)

区分	書類等名	法人	個人	提出 チェック	作成上の注意等
チェック表	①「提出書類等（この表）」を印刷した物	○	○	□	「提出チェック」にチェックを入れて提出書類と一緒に提出してください。
申請書類	②入札参加資格審査申請書(様式第1号)	○	○	□	・営業所名での申請はできません。
	I S O14001 の認証状況				・国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 の認証の有無等について、該当箇所を○で囲んでください。
	エコアクション21の認証・登録状況				・環境大臣が定めた「エコアクション21ガイドライン」に基づくエコアクション21認証・登録の有無について、該当箇所を○で囲んでください。
	しまねゆめいくカンパニーの認定状況				・「しまね障がい者就労応援企業認定要綱」に基づくしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定の有無について、該当箇所を○で囲んでください。
	こっころカンパニーの認定状況				・「しまね子育て応援企業認定要綱」に基づくしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 ※女性の活躍推進に向けた県内事業社の受注機会の増大に関する取り組み方針 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/jinken/danjo/danjo/katsuyakusuishinjoyoho/jigyosyayutyuzodai-torikumihoshin.html
	しまね女性の活躍応援企業登録状況				・「しまね女性の活躍応援企業登録要綱」に基づくしまね女性の活躍応援企業の登録の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 ※女性の活躍推進に向けた県内事業社の受注機会の増大に関する取り組み方針 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/jinken/danjo/danjo/katsuyakusuishinjoyoho/jigyosyayutyuzodai-torikumihoshin.html
	障害者の雇用状況報告				・「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」で規定されている障害者の雇用状況の報告義務の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 (報告義務がある事業主の場合) 申請時の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書に記載した実雇用率を記入してください。

区分	書類等名	法人	個人	提出 チェック	作成上の注意等
申請書類	障害者の雇用状況報告				(報告義務のない事業主の場合) 申請時に雇用している障害者(「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者をいう。)の人数を記入してください。 雇用している障害者がいない場合は、0人と記入してください。
	県内の営業所の所在地				・島根県内にある全ての営業所等(委任の有無にかかわらず)について、所在地の市町村名を記入してください。
	印刷設備保有状況				・申請する営業種目のうち、「大分類3. 印刷製本」に登録する場合に、各設備の島根県内保有の有無について、該当箇所を○で囲んでください。 ・島根県内に工場がある場合は、その所在地及び電話番号等を記入してください。
	委任に関する情報	○	○		・資格の有効期間中、入札等に関する権限を代理人に委任する場合のみ記入してください。 ・委任事項1～5の一部を委任することはできません。 ・委任の範囲へは、地域・営業種目・入札金額等に関わらず権限を全て委任する場合は「全部」、地域・営業種目・入札金額等により委任する場合は、委任する範囲がわかるように記入してください。 ・地域により委任する場合、記載された地域は入札等を実施する所属の所在地とします。 例えば、委任範囲が浜田市のみ受任者は、浜田市にある県の所属が執行する入札等によりのみ権限があります。納品先が浜田市であっても、浜田市以外にある県の所属が執行する入札等には権限がありません。(県庁の○○課が入札を執行し、納品先が浜田合庁の場合などは権限なし)
	③申請する営業種目(別紙1)	○	○	□	・申請は大分類のうち6種目以内としてください。ただし、13. 売払品を含む場合は、7種目まで申請することができます。 ・申請する大分類・小分類を選択して該当項目の□に○印を付し、「主な取扱品目」欄は、実際に取り扱っている品目について、10ページの別記「営業種目一覧表」の例示を参考に記入してください。

区分	書類等名	法人	個人	提出 チェック	作成上の注意等
申請書類	④役員等名簿 (別紙2)	☐	☐	☐	・名簿には、次の者の役職名・氏名（フリガナ）・生年月日を記載してください。 （法人） 常勤・非常勤にかかわらず、履歴事項全部証明書のうち「役員に関する事項」欄に記載されている者（以下「役員」という。）及び契約等の権限を委任するときは受任者で役員以外の者並びに相談役、顧問等の役職又は役員の家族等で実質的に経営に携わっている者（監査法人などの法人は除きます。） （個人） 代表者となる者、代表者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び契約等の権限を委任するときは受任者 ・この名簿は、役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。 ・名簿の作成にあたっては、氏名、生年月日の個人情報を警察へ提供し、暴力団員等の調査に利用することについて記載する全員の同意を得てください。
添付書類等	①履歴事項全部証明書 ※申請日前3か月以内に発行された原本又は写し	☐	/	☐	法務局において発行されたものを提出してください。
	②身分（元）証明書 ※申請日前3か月以内に発行された原本又は写し	☐		☐	本籍地のある市（区）町村において発行されたものを提出してください。
	③島根県税の納税証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）※申請日前3か月以内に発行された原本又は写し	☐	☐	☐	・島根県の県民センター所長が発行する全税目未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないことの証明書を提出してください。 ・島根県内に本社、営業所等がない場合でも証明書を発行しますので、必ず提出してください。 ・取得方法は、11 ページを参照してください。
	④消費税及び地方消費税の納税証明書 ※申請日前3か月以内に発行された原本又は写し	☐	☐	☐	・「未納の税額がない」旨の記載のある納税証明書（「その3」、「その3の2」または「その3の3」のいずれか）を提出してください。 ・納付すべき税額がない場合も発行されるので必ず提出してください。

区分	書類等名	法人	個人	提出 チェック	作成上の注意等
添 付 書 類 等	⑤ I S O 14001 認証の 登録証の写し	△	△	☐	・ I S O 14001 認証を取得している場合に提出してください。
	⑥エコアクション 21 認証・登録証の写し	△	△	☐	・エコアクション 21 認証・登録がある場合に提出してください。
	⑦しまねゆめいくカンパニー 認定書の写し	△	△	☐	・しまねゆめいくカンパニー（しまね障がい者就労応援企業）の認定を受けている場合に提出してください。
	⑧こっころカンパニー 認定書の写し	△	△	☐	・こっころカンパニー（しまね子育て応援企業）の認定を受けている場合に提出してください。
	⑨しまね女性の活躍 応援企業登録証の写し	△	△	☐	・しまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合に提出してください。
	⑩障害者雇用状況報 告書の写し	△	△	☐	・「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、 障害者の雇用状況の報告義務（一般の民間企業の場合、 常用労働者数 40 人以上）がある場合に提出してください。 ※詳細は管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に確認 してください。
	⑪返信用封筒 ※入札参加資格審査 結果通知書郵送用	○	○	☐	・定形封筒（長形 3 号程度）に 110 円分の切手を貼 付し、送付先を記入したものを提出してください。
確認 事項	島根県の役務（庁舎の管理に関する業務、 庁舎の電気供給業務）への申請の有無				あり ・ なし （いずれかに○をしてください）

1-7 島根県の役務（庁舎の管理に関する業務、庁舎の電気供給業務）への申請について

①役務にも申請を希望される方は、以下へお問い合わせください。

●問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県総務部管財課 一元化第二係
TEL:0852-22-6499 FAX:0852-22-6037

②役務にも申請される方は、チェック表である「提出書類等（上記の表）」確認事項の「あり」を○で囲んでください。

1-8 注意事項

- ①島根県が発注する物品の売買、借入れ等の入札においては、格付けを行っていません。
- ②入札情報は島根県ホームページ又は電子入札ポータルサイトに掲載します。
島根県ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/
電子入札ポータルサイト <https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>
- ③随意契約を行う場合の見積業者を選定する際も、原則として入札参加資格者の中から選定しますので、取引を希望される方は申請をしてください。
- ④営業種目によっては、資格の有効期間中入札等を実施しないことがあります。また、指名競争入札及び随意契約において必ず指名されとは限りません。
- ⑤入札参加資格者に対し、特に必要な場合は、追加して必要な書類の提出を求めることがあります。
- ⑥次の場合には、認定した資格を取消し又は一定の期間を定めて資格の停止を行うことがあります。
 - ア 資格の取消し
 - a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者となったとき。
 - b 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下暴力団員という。)又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者となったとき。
 - イ 資格の停止
次のaからjに該当する行為を行ったとき。
 - a 虚偽記載
 - b 粗雑品の納品
 - c 契約違反
 - d 事故及び損害発生
 - e 贈賄
 - f 独占禁止法違反行為
 - g 競売入札妨害又は談合
 - h 不正又は不誠実な行為
 - i 私的行為による法令違反
 - j 島根県会計規則第60条の3非該当

2 入札参加資格審査申請書記載事項の変更について

2-1 申請期間

資格認定を受けられた方で、次表「変更事項」欄に掲げる事項に変更があったときには、速やかに届出を行ってください。届出書の記載事項や添付書類に不備がなく、要件に適合している場合は、随時受付を行います。

2-2 申請書類等

「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」(様式第2号)に記載の上、表中「添付書類」欄に掲げる書類を添付してください。添付書類作成上の注意は、1-6 提出書類等をご覧ください。

変更事項		添付書類	
		法人	個人
代表者	代表者職名	不要	不要
	商号又は名称	履歴事項全部証明書 ※届出日前3か月以内に発行された原本又は写し	
	所在地		
	代表者氏名		・身分証明書（原本） ・島根県税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） ※届出日前3か月以内に発行されたもの
	電話番号	不要	不要
	FAX番号		
受任者	名称	不要	不要
	所在地		
	氏名		
	委任の範囲		
	職名		
	電話番号		
	FAX番号		
役員	役員・受任者代表の新規就任	役員等名簿 新規の役員等のみ記入 履歴事項全部証明書 ※届出日前3か月以内に発行された原本又は写し	不要
その他	営業種目	不要	不要
	県内営業所所在地		
	ISO14001 認証	新たに認証（定）・登録された場合は認証（定）書・登録証の写し	新たに認証（定）・登録された場合は認証（定）書・登録証の写し
	エコアクション21 認証・登録		
	しまねゆめいくカンパニーの認定		
	こっころカンパニーの認定		
	しまね女性の活躍応援企業登録		
変更事項		添付書類	
		法人	個人
その他	障害者の雇用状況報告義務（雇用率の変更は届出の必要はありません。）	新たに義務が発生した場合は報告書の写し	新たに義務が発生した場合は報告書の写し
	印刷設備保有状況	不要	不要

別記

営 業 種 目 一 覧 表

大分類		小分類		取 扱 品 目 (例 示)
番号	種 別	番号	種 目	
1	文 具 ・ 事 務 用 機 器 類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等 文房具 謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等 パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム（C A D）、ソフトウェア等 木印、ゴム印等
		(2)	文具	
		(3)	事務機器	
		(4)	情報処理機器	
		(5)	印章	
2	調 度 品 類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等 金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等 室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
		(2)	鋼製家具	
		(3)	装飾	
3	印 刷 製 本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等 青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等 出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	
		(5)	複写	
		(6)	出版・製本・製作	
4	機 械 器 具 類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等 旋盤、研削機、ミシン等 各種実験機器、分析機器等 建設機械、農林水産機械等 家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等 顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等 冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等 調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等 印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
		(2)	工作機器	
		(3)	理化学機器	
		(4)	産業機器	
		(5)	電気通信機器	
		(6)	光学計測機器	
		(7)	冷暖房機器	
		(8)	厨房機器	
		(9)	諸機器	
5	車 両 船 舶 類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理 鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理 飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
		(2)	船舶	
		(3)	航空機	
6	図 書 ・ 教 材 類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等 各種教材、教材用ビデオソフト、C D、視聴覚機器等 運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等 各種楽器 模型、標本、見本、書画、骨とう等
		(2)	教材用具	
		(3)	運動用具・レジャー用品	
		(4)	楽器	
		(5)	標本・美術品	
7	薬 品 類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等 除草剤、殺虫剤、農薬等 凍結防止剤等 包帯、ガーゼ、紙おむつ等 一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	
		(4)	工業薬品	
		(5)	衛生材料	
		(6)	診療材料	
8	燃 料 ・ 油 脂 類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等 石炭、木炭、薪、コークス、練炭等 プロパン、ブタン、アセチレン、水素等 潤滑油等
		(2)	石炭、木炭、薪	
		(3)	ガス	
		(4)	諸油	
9	材 料 類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等 生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等 砂、砂利、碎石等 木材、合板等 ガラス、土石等
		(2)	セメント・アスファルト	
		(3)	骨材	
		(4)	建材	
		(5)	諸材料	
10	織 維 類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等 布団、毛布、敷布、枕等 幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
		(2)	寝具	
		(3)	その他の繊維製品	
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑 類	(1)	百貨	百貨、雑品等 時計、金、銀、宝石、指輪等 家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹籠等 ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等 靴、鞆等 農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等 牛、豚等 紙・布看板、金属看板等 種子、苗木等 生花、造花等 飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
		(2)	時計、貴金属	
		(3)	金物、荒物雑貨	
		(4)	ゴム・樹脂製品	
		(5)	皮革	
		(6)	食品	
		(7)	動物	
		(8)	看板	
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	
		(11)	花木	
		(12)	諸雑	
13	売 払 品	(1)	生産品	金属、紙等
		(2)	不用品	
14	借 入 品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等 パソコン、コンピュータ関連品等 家具類 各種実験機器、分析機器等 建設機械、農林水産機械等 家庭電器製品、電気通信機器等 各種車両船舶類 寝具類
		(2)	情報処理機器	
		(3)	家具	
		(4)	理化学機器	
		(5)	産業機器	
		(6)	電気通信機器	
		(7)	車両船舶	
		(8)	寝具	
		(9)	その他	

《納税証明書について》

島根県税に係る納税証明書

1 入札参加資格審査に必要な納税証明書

○納税証明書の種類	納税証明書（一般用）
○証明を受けようとする事項	全税目について未納の徴収金がないこと (納付実績がない場合でも証明を受けることができます。) (島根県内に営業所等がない場合は、本社所在地と法人名を 登記簿謄本等で確認後、証明書を発行します。)
○証明書の使用目的	県が行う入札の参加資格審査を受けるため

2 納税証明書の交付申請方法

窓口申請または電子申請があります。

申請に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

名 称	担当部署	所在地	電話番号(直通)
東部県民センター（本所）＊	収納管理課	松江市東津田町 1741-1	0852-32-5629
〃 隠岐税務部	税務課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9617
〃 雲南事務所	納税課	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9520
〃 出雲事務所	納税課	出雲市大津町 1139	0853-30-5534
西部県民センター（本所）＊	収納管理課	浜田市片庭町 254	0855-29-5522
〃 県央事務所	納税課	大田市大田町大田イ 236-4	0854-84-9576
〃 〃	川本駐在スタッフ	邑智郡川本町大字川本 265-3	0855-72-9516
〃 益田事務所	納税課	益田市昭和町 13-1	0856-31-9516

＊電子申請に関するお問い合わせは県民センター本所収納管理課のみです。

＊島根県内に本社、営業所等がない事業者様は県民センター本所収納管理課にお問い合わせください。

3 手数料（４２０円）の納付方法（R8.10.1～）

窓口申請は、現金又はキャッシュレス端末で納付できます。

電子申請は、クレジットカード払いによる納付のみとなります。

令和８年１０月１日以降は、島根県収入証紙を使用することができません。

なお、ご都合で電子申請ができない場合は、事前に県民センターからお送りした納付書等により手数料を納付いただき、郵送で申請いただく方法もございます。

以上、詳細については島根県税務課のホームページをご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html

消費税及び地方消費税に係る納税証明書

1 入札参加資格審査に必要な納税証明書

【法人】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○納税証明書の種類 | 「その3」（「その3の3」でも可） |
| ○証明を受けようとする税目 | 消費税及び地方消費税 |
| ○証明を受けようとする事項 | 未納の税額がないこと |

【個人】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ○納税証明書の種類 | 「その3」（「その3の2」でも可） |
| ○証明を受けようとする税目 | 消費税及び地方消費税 |
| ○証明を受けようとする事項 | 未納の税額がないこと |

- ・本店の所在地を管轄する税務署で納税証明書の交付を受けてください。
- ・詳細については、各税務署に問い合わせてください。
- ・電子申請（e-Tax）による交付申請もできます。申請方法は、<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> を参照してください。

ただし、証明書は書面でのみ受け付けます。（電子データは受け付けることができません）